

京都市指定給水装置工事事業者リスト（下京区）

※下記の注意点をご覧ください。

令和2年12月28日現在

指定番号	指定工事業業者名	所在地	電話番号	FAX番号	A	B
1016	榊キョウプロ	京都市下京区藤本寺町26-1朝日生命京都ビル6F	075-256-3412	075-256-3086		
49	協和総合設備㈱	京都市下京区西七条南月読町61	075-312-2820	075-312-8833		
1003	榊CREATE	京都市下京区西七条市部町37-6	075-468-9603	075-950-0202		
77	須賀工業㈱	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99四条SETビル4F	075-221-9001	075-221-9021		
768	タカテックス	京都市下京区小坂町4-11	075-200-5984	075-200-5984		
136	榊福田商会	京都市下京区六条通高倉東入骨屋町54-5	075-341-9295	075-351-7671	○	
139	富士工業所	京都市下京区猪熊通七条下下魚棚四丁目367	075-371-3910	075-371-5380		
146	古谷工業所	京都市下京区万寿寺通富小路東入堅田町595	075-351-2760	075-361-9087		
158	榊宮崎水道工業所	京都市下京区七本松通花屋町上る朱雀分木町3	075-312-2815	075-313-5361		
240	森本工業㈱	京都市下京区西七条西久保町22	075-313-6804	075-314-6719		
208	森本配管㈱	京都市下京区中堂寺王生川町8-6	075-341-6251	075-341-3514	○	
645	榊柳屋	京都市下京区花屋町通櫛笥西入薬園町170-2	075-351-7107	075-351-7107		
170	榊山本管工業	京都市下京区新町通松原上る御影町462-2	075-351-1092	075-351-1704		

※夜間・休日等の緊急時には待機業者を定めておりますので、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーへお問い合わせください。

「京都市指定給水装置工事事業者」とは

京都市内で水道の工事を京都市の基準に合わせて適正に行うことができる工事業業者を指定しています。

指定給水装置工事事業者は、実施できる工事の種類が多岐にわたりますので、お客さまが希望する工事を実施できるかどうかを指定工事業業者に対して、確認してください。（たとえば、新築工事を実施しているか、漏水修繕工事を実施しているか、など）

工事をお申し込みされる場合は、**お客さまと指定工事業業者との間で契約**を行っていただきます。

契約の際は、トラブルなどを防ぐため次の事項に十分ご留意ください。

- 希望する内容の工事を行うことができる指定工事業業者であることを確認してください。
- 京都市の指定給水装置工事事業者であっても指定下水道工事事業者とは限りませんのでご注意ください。なお、水洗化工事やトイレの詰まりの修繕については、指定下水道工事業者でなければ施行できません。
- 必ず複数の指定工事業業者から見積書を取り、内容について十分な説明を受け検討してください。

※ **見積もりが有料となる場合もありますので、事前にご確認ください。**

A：補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者登録業者について

A欄には、局が発注する**補助配水管工事及び給水装置等の工事の請負契約業者**として登録されている指定工事業業者のうち、その旨、ホームページに掲載することを希望している契約候補者登録業者に○印を記載しています。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

B：漏水修繕登録業者について

B欄には、局が登録する**緊急時の漏水修繕**に関して紹介する指定工事業業者に○印を記載しています。

指定給水装置工事事業者のうち、お客さまが水道メーター下流側の緊急の漏水修繕を依頼されるときに、局からの紹介を希望している業者です。また、○印のある業者であっても不在の場合や、緊急対応が難しい場合があることをご了承ください。

この登録業者との契約についても、お客さまと指定工事業業者との間で行っていただくものですので、上下水道局が関与するものではありません。

また、緊急の工事であっても、後のトラブルを避けるため、次の事項に十分ご留意ください。

- 工事着手前に施工方法、所要時間、概算額について十分な説明を受けてください。
- 工事施工中は立会い、不明な点はその場で確認してください。
- 追加工事が必要と言われた場合は、その理由と追加費用の概算額を必ず確認してください。
- 請求額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め不明な点を確認してください。

その他

○印がなくとも、指定工事業業者は、京都市の基準に合わせて水道工事を適正に施工することができます。

指定工事業業者は、担当の営業所又はお客さま窓口サービスコーナーでも、お問い合わせいただけます。

※掲載している指定工事業業者の名称・所在地・連絡先等に相違があれば、水道部水道管路課（電話075-672-7752）へお知らせください。